

最高検察庁公式 Instagram アカウント運用ポリシー

1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディア名
Instagram（インスタグラム）
- (2) アカウント名
最高検察庁【公式】
- (3) ユーザーネーム
PPO_SAIKOUKEN
- (4) 運用主体
最高検察庁総務部企画調査課

2 投稿者

最高検察庁総務部企画調査課職員

3 投稿内容

最高検察庁ホームページに掲載する情報を中心に、最高検察庁からお知らせしたい情報

4 投稿時間

原則として、最高検察庁の開庁時間内（平日の午前9時30分～午後6時15分）に、職員が必要に応じて不定期に投稿します。

ただし、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

5 留意事項

- (1) 当アカウントに対するコメント等を通じたご意見やご質問に対しては、原則として個別の対応をいたしませんので、あらかじめご了承ください。
最高検察庁へのご意見、ご質問等は、「ご意見・ご要望」（最高検察庁ホームページへリンクします。）をご確認ください。
- (2) 当アカウントからは、原則としてコメントはいたしません。
ただし、国、地方公共団体又は公共性の高い機関・団体のアカウントについては、必要に応じてフォロー、コメントする場合があります。
- (3) 当アカウントの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、お知らせ内容の変更や削除、当アカウントそのものの削除をする場合があります。
- (4) 当アカウントから投稿する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合及び Instagram の機能である「リポスト」機

能を使用するなど、転載の対象となるエントリ内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

(5) この運用ポリシーは、予告なしに変更する場合があります。

6 免責事項

(1) 当アカウントからの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

(2) 以下の事項について、最高検察庁は何ら責任を負うものではありませんので、あらかじめご了承ください。

ア 利用者により投稿された当アカウントに対するコメント、リポスト等

イ 利用者が当アカウントを利用したこと又は利用できなかったことにより被った損害

ウ 当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害

エ 当アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害

7 禁止事項

当アカウントに対して、以下に該当する行為はご遠慮ください。

利用者の行為が以下のいずれかに該当すると当アカウント運用主体が判断した場合には、ブロック等する場合があります。

(1) 個人情報若しくはそれを類推させるものの掲載又はそれに準ずる行為

(2) 最高検察庁又は第三者の名誉、信用を傷つけるもの

(3) 最高検察庁若しくは第三者の著作権、肖像権若しくは知的財産権の一部又は全部を侵害するもの

(4) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はその行為に関する情報、写真等を掲載すること

(5) 他の利用者、第三者等になりすますもの

(6) 広告や宣伝目的のもの

(7) 当アカウントから投稿した内容の一部又は全部を改変するもの

(8) 当アカウントから投稿した内容に関係のないもの

(9) その他、当アカウント運用主体が合理的理由により不適切と判断するもの

8 適用

この運用ポリシーは、令和7年2月26日から適用します。